

入札説明書

危管委 第2号

御所市消防団第7分団消防車庫新築工事設計業務 委託

令和8年8月

御所市

入札説明書

危管委第2号、御所市消防団第7分団消防車庫新築工事設計業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

(1) この業務の主たる業務分野は、建築設計分野である。なお、主たる業務分野を再委託しないこと。

(2) この業務を行う期間中、次に定められた資格を有する管理技術者を配置できること。

ア 管理技術者は、次の要件を満たす者とする。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者。

なお、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人の場合にあっては、当該法人に所属する者（入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者）を配置しなければならない。

(3) 入札参加表明書の提出の日から開札の日までの期間において、御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱及び御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止措置（以下、「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申

立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

2 条件付一般競争入札参加表明書の提出

下記により条件付一般競争入札参加表明書（様式H1）を提出してください。

（１）提出部数 １部

（２）提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

※ 期限までに提出されない場合は参加資格が無くなります。

3 競争入札参加資格の確認

（１）競争入札参加資格確認申請書等の提出について

落札候補者は、開札後、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書及び添付資料」といいます。）を下記により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

ア 対象書類 ・競争入札参加資格確認申請書（様式N1）
・配置予定技術者の資格等（様式NS2）
・上記様式に添付すべき書類

イ 提出方法 持参

ウ 提出先 入札公告第3に記載のとおり

エ 作成・提出にかかる費用 申請者負担

（２）申請書及び添付資料の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 競争入札参加資格確認申請書は、別紙様式N1により作成してください。

ウ 競争入札参加資格確認資料は下記の書面とし、次に従い作成してください。

（あ）建築士事務所の参加資格等を記載した書面

入札公告第2の1に掲げる資格があることが判断できる建築士事務所の登録の状況を別紙様式N1に記載してください。

（い）配置予定技術者の資格等を記載した書面

1の（2）に掲げる資格があることを示す書面を別紙様式NS2により作成してください。

（３）競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者となった者に対して行いますが、競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、御所市測量・設計コンサルタント業務等入札参加資格の登録及び本店の所在地に関する条件については、入札参加表明書の提出時においても確認を行うものとします。

なお、申請書及び添付資料を期限までに提出されない場合は失格となります。

（４）その他

ア 提出された申請書及び添付資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された申請書及び添付資料は、返却しません。

ウ 提出された申請書及び添付資料の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。

4 入札の手続き

（１）入札の方法は郵便によります。御所市建設工事等郵便入札実施要綱に基づき入札を執行いたします。入札書への記載金額は、消費税及び地方消費税に係る費用は除く、税抜きの金額とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

（１）入札公告に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札

（２）競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

（３）御所市契約規則（昭和３９年規則第１８号）第１０条、御所市建設工事等入札執行要綱（平成２０年告示第７４号）第１２条、御所市建設工事等郵便入札実施要綱（平成２０年告示第７５号）第８条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札

（４）本市により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札日までの間において入札参加停止及び入札参加制限を受けた者等、開札日時点において入札に参加する資格の無い者の行った入札

6 落札者の決定方法

入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者から順番に落札候補者とし、入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。

落札候補者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、「くじ」により入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。

ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」の方法は、御所市郵便入札説明書に記載のとおりです。

7 技術者の配置

落札者は、競争入札参加資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置するものとします。配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等のやむをえない理由によ

り、同等以上の技術者に変更する場合に限りです。また、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。

8 契約の締結

落札者は、御所市契約規則（昭和 39 年規則第 18 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき落札決定の日から 8 日以内に契約を締結するものとします。

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

10 関連情報を入手するための照会窓口

契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 管財課 入札係（新館 2 階）

電話（ダイヤルイン）0745-44-3013